

御嶽山火山防災避難計画の一部改正について(案)

○ 改正内容

<本編>

【P6】地震計の廃止

【P11】「閉鎖施設」に注釈を追加

【P72～75.83～86.94～96.107】

「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正

「避難勧告」の文言の削除、修正

【P81～83】協議会員の変更

【P82.83】「名古屋大学御嶽山火山研究施設」の主な役割を追加

【P87】連絡先の追加（「長野県環境部自然保護課」「長野県立御嶽山ビジターセンター」「木曽町御嶽山ビジターセンター」）

連絡先の変更（「アスモグループ（株）」→「豊実精工（株）」）

<資料編>

【P4～8】協議会員の変更

【P20.22】指定管理者の変更に伴う変更

【P25】「王滝頂上避難施設・退避舎火山災害時防災対応図」の追加

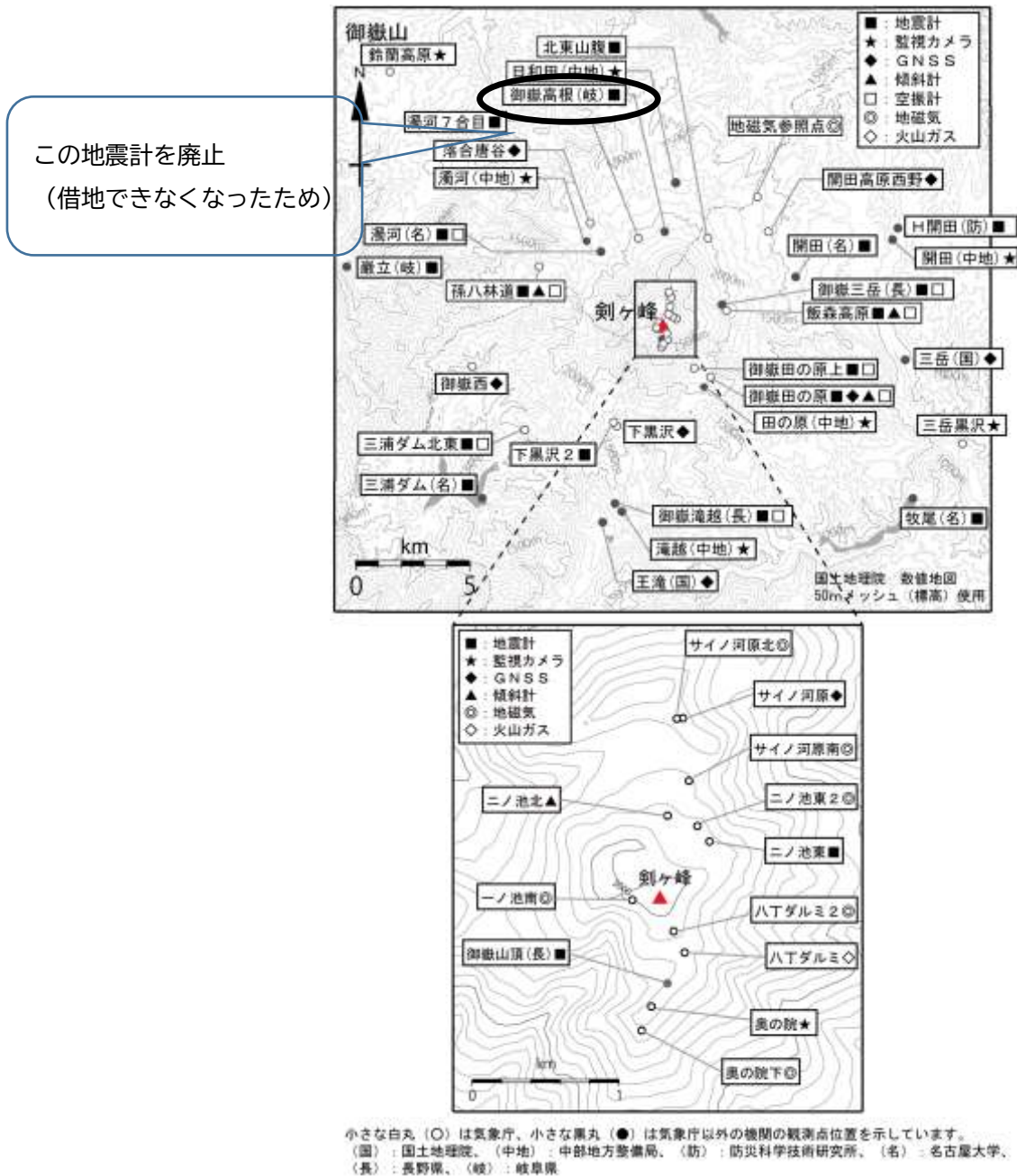
※新しい P25 となり、以下のページ番号は繰り下げ

【P27】令和 4 年度の対応を追加

3. 御嶽山の監視・観測体制

御嶽山とその周辺には、噴火の前兆を検知し噴火警報等を的確に発表するために、気象庁が地震計、傾斜計、空振計、GNSS※、監視カメラ等の火山観測施設を整備し、火山活動を24時間体制で常時監視・観測している。

気象庁のほかにも大学等研究機関、国土交通省中部地方整備局、国土地理院等により各種の観測施設が設置されており、火山噴火に伴う土砂災害の監視、調査・研究、地殻変動の観測等を行っているほか、一部のデータは気象庁の火山監視に活用されている。その状況を下記【図3】に示す。



※ : GNSS (Global Navigation Satellite System) とは GPS をはじめとする衛星測位システム全般を示す呼称。

【図3】御嶽山の各機関観測点配置図 (令和5年2月20日現在)



御嶽山周辺図（噴火警戒レベル 1 から 3 において防災対応が必要な範囲）

凡例（防災対応図内の記号・登山道について）

	規制を実施する場所
	火山活動・登山道等の状況により変更して規制を実施する場所
	通行禁止となる登山道・道路
	火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道・道路
	通行可能な登山道
	通行可能な道路
	閉鎖施設（※）

規制を実施する場所を変更することに関しては、規制箇所の設定方針（12 ページ）を参照

※「火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道・道路」内に閉鎖施設があり、その登山道・道路の通行禁止が解除されている場合は、その施設は閉鎖しない場合がある。

(4) 噴火警戒レベル4・5の場合の防災対応

○ケース①②③ 共通 (想定火口域全体から噴火した場合の影響範囲)

【表 10】

予報 警報	レベル	警戒が必要な範囲内の施設及び道路	防災対応 (初動対応)
噴 火 警 報 (居 住 地 域)又 は 噴 火 警 報	4 高齢者 等避難	火砕流、融雪型火山泥流が居住地域に到達する可能性	
		非積雪期の場合 ※下記の地域(地区名)及び道路(路線名)は想定火口域全域からの噴火の影響地区・路線を示しているため、実際の火砕流の流下方向により警戒が必要な地区・路線は限定される 【施 設】 黒沢口御嶽神社頂上祈禱所及び社務所 二ノ池山荘、覚明堂 石室山荘、女人堂 王滝頂上避難施設、二の池ヒュッテ 御嶽神社頂上社務所 五の池小屋、開田高原マイアスキー場 行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート 御岳ロープウェイ、田の原遥拝所 田の原社務所、田の原観光センター 田の原山荘、おんたけスキー場 胡桃島キャンプ場、濁河温泉 濁河温泉高原スポレクセンター 【登山道】 全ての登山道 【地 域】 長野県(火砕流到達地区) 木曽町開田高原：開田高原保健休養地地区 木曽町三岳：屋敷野地区 岐阜県(火砕流到達地区) 下呂市小坂町：落合地区(濁河温泉地域のみ) 【道 路】 長野県 木曽町 町道鹿ノ瀬線～鹿ノ瀬2号線～ 千本松線～屋敷野線 王滝村 村道41号線 岐阜県 県道435号線(御岳山朝日線) 県道441号線(濁河温泉線) 県道463号線(朝日高根線)	非積雪期の場合 ※下記の地域(地区名)及び道路(路線名)は想定火口域全域からの噴火の影響地区・路線を示しているため、実際の火砕流の流下方向により、発令対象地区及び通行止めの路線を限定する 【施 設】 → 閉 鎖 黒沢口御嶽神社頂上祈禱所及び社務所 二ノ池山荘、覚明堂 石室山荘、女人堂 王滝頂上避難施設、二の池ヒュッテ 御嶽神社頂上社務所 五の池小屋、開田高原マイアスキー場 行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート 御岳ロープウェイ、田の原遥拝所 田の原社務所、田の原観光センター 田の原山荘、おんたけスキー場 胡桃島キャンプ場、濁河温泉 濁河温泉高原スポレクセンター 【登山道】 → 立入禁止 全ての登山道：登山道入口～ 【地 域】 → 避難準備 → 高齢者等避難開始 発令 長野県(火砕流到達地区) 木曽町開田高原：開田高原保健休養地地区 木曽町三岳：屋敷野地区 岐阜県(火砕流到達地区) 下呂市小坂町：落合地区(濁河温泉地域のみ) 【道路】 → 通行止 長野県 木曽町 ・町道鹿ノ瀬線：木曽町三岳(木曽温泉前)～ 町道鹿ノ瀬2号線～町道千本松線～ 町道屋敷野線：木曽町三岳(不易の滝入口) 王滝村 ・村道41号線：王滝村八海山(八海山)～王滝村田の原(村道終点) 岐阜県 ・県道435号線：下呂市小坂町落合(県道起点)～ 高山市朝日町胡桃島(胡桃島雨量規制ゲート) ・県道441号線：下呂市小坂町落合(県道起点)～ 下呂市小坂町落合(鈴蘭口) ・県道463号線：高山市高根町日和田(県道起点)～ 高山市高根町留之原(市道開拓線分岐)

※ 非積雪期及び積雪期の判断は、気象庁の噴火警報文を参考に行う。

予報 警報	レベル	警戒が必要な範囲内の施設及び道路	防災対応 (初動対応)
噴 火 警 報 (居 住 地 域) 又 は 噴 火 警 報	4 高齢者 等避難	火砕流、融雪型火山泥流が居住地域に到達する可能性	
		積雪期の場合 ※下記の地域(地区名)及び道路(路線名)は想定火口域全域からの噴火の影響地区・路線を示しているため、実際の火砕流・融雪型火山泥流の流下方向により警戒が必要な地区・路線は限定される 【施 設】 黒沢口御嶽神社頂上祈禱所及び社務所 二ノ池山荘、覚明堂 石室山荘、女人堂 王滝頂上避難施設、二の池ヒュッテ 御嶽神社頂上社務所 五の池小屋、開田高原マイアスキー場 行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート 御岳ロープウェイ、田の原遥拝所 田の原社務所、田の原観光センター 田の原山荘、おんたけスキー場 胡桃島キャンプ場、濁河温泉 濁河温泉高原スボレクセンター 【登山道】 全ての登山道 【地 域】 <u>長野県</u>(火砕流到達地区) 木曽町開田高原：開田高原保健休養地地区 木曽町三岳：屋敷野地区 <u>長野県</u>(融雪型火山泥流到達地区) 木曽町開田高原：下ノ原・旭ヶ丘・池の越・柳又・管沢・床並・開田高原保健休養地地区 木曽町三岳：荻ノ島・棚山・大島・下殿・桑原・沢渡・橋渡・黒田・日向・屋敷野地区 王滝村野口：瀬戸・池の越・野口・幕島地区 王滝村九蔵：尾島・日向・九蔵中越・日陰地区 王滝村中越：中越・田島地区 <u>岐阜県</u>(火砕流到達地区) 下呂市小坂町：落合地区(濁河温泉地域のみ) <u>岐阜県</u>(融雪型火山泥流到達地区) 高山市朝日町：一之宿・桑之島・西洞・宮之前・胡桃島地区 下呂市小坂町：落合・長瀬・赤沼田・小坂町・坂下・大島地区 【道 路】 <u>長野県</u> 木曽町 町道鹿ノ瀬線～鹿ノ瀬2号線～千本松線～屋敷野線 王滝村 村道41号線 <u>岐阜県</u> 県道435号線(御岳山朝日線) 県道441号線(濁河温泉線) 県道463号線(朝日高根線)	積雪期の場合 ※下記の地域(地区名)及び道路(路線名)は想定火口域全域からの噴火の影響地区・路線を示しているため、実際の火砕流・融雪型火山泥流の流下方向により、発令対象地区及び通行止めの路線を限定する 【施 設】 → <u>閉 鎖</u> 黒沢口御嶽神社頂上祈禱所及び社務所 二ノ池山荘、覚明堂 石室山荘、女人堂 王滝頂上避難施設、二の池ヒュッテ 御嶽神社頂上社務所 五の池小屋、開田高原マイアスキー場 行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート 御岳ロープウェイ、田の原遥拝所 田の原社務所、田の原観光センター 田の原山荘、おんたけスキー場 胡桃島キャンプ場、濁河温泉 濁河温泉高原スボレクセンター 【登山道】 → <u>立入禁止</u> 全ての登山道：登山道入口～ 【地 域】 → <u>避難準備・高齢者等避難開始発令</u> <u>長野県</u>(火砕流到達地区) 木曽町開田高原：開田高原保健休養地地区 木曽町三岳：屋敷野地区 <u>長野県</u>(融雪型火山泥流到達地区) 木曽町開田高原：下ノ原・旭ヶ丘・池の越・柳又・管沢・床並・開田高原保健休養地地区 木曽町三岳：荻ノ島・棚山・大島・下殿・桑原・沢渡・橋渡・黒田・日向・屋敷野地区 王滝村野口：瀬戸・池の越・野口・幕島地区 王滝村九蔵：尾島・日向・九蔵中越・日陰地区 王滝村中越：中越・田島地区 <u>岐阜県</u>(火砕流到達地区) 下呂市小坂町：落合地区(濁河温泉地域のみ) <u>岐阜県</u>(融雪型火山泥流到達地区) 高山市朝日町：一之宿・桑之島・西洞・宮之前・胡桃島地区 下呂市小坂町：落合・長瀬・赤沼田・小坂町・坂下・大島地区 【道路】 → <u>通行止</u> <u>長野県</u> 木曽町 ・町道鹿ノ瀬線：木曽町三岳(木曽温泉前)～町道鹿ノ瀬2号線～町道千本松線～町道屋敷野線：木曽町三岳(不易の滝入口) 王滝村 ・村道41号線：王滝村八海山(八海山)～王滝村田の原(村道終点) <u>岐阜県</u> ・県道435号線：下呂市小坂町落合(県道起点)～高山市朝日町胡桃島(胡桃島雨量規制ゲート) ・県道441号線：下呂市小坂町落合(県道起点)～下呂市小坂町落合(鈴蘭口) ・県道463号線：高山市高根町日和田(県道起点)～高山市高根町留之原(市道開拓線分岐)

予報 警報	レベル	警戒が必要な範囲内の施設及び道路	防災対応 (初動対応)
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	5 避難	火砕流、融雪型火山泥流が居住地域に到達又は切迫	
		非積雪期の場合 ※下記の地域(地区名)及び道路(路線名)は想定火口域全域からの噴火の影響地区・路線を示しているため、実際の火砕流の流下方向により警戒が必要な地区・路線は限定される 【施設】 黒沢口御嶽神社頂上祈禱所及び社務所 二ノ池山荘、覚明堂 石室山荘、女人堂 王滝頂上避難施設、二の池ヒュッテ 御嶽神社頂上社務所 五の池小屋、開田高原マイアスキー場 行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート 御岳ロープウェイ、田の原遥拝所 田の原社務所、田の原観光センター 田の原山荘、おんたけスキー場 胡桃島キャンプ場、濁河温泉 濁河温泉高原スポレクセンター 【登山道】 全ての登山道 【地域】 長野県(火砕流到達地区) 木曽町開田高原：開田高原保健休養地地区 木曽町三岳：屋敷野地区 岐阜県(火砕流到達地区) 下呂市小坂町：落合地区(濁河温泉地域のみ) 【道路】 長野県 木曽町 町道鹿ノ瀬線～鹿ノ瀬2号線～ 千本松線～屋敷野線 王滝村 村道 41 号線 岐阜県 県道 435 号線(御岳山朝日線) 県道 441 号線(濁河温泉線) 県道 463 号線(朝日高根線)	非積雪期の場合 ※下記の地域(地区名)及び道路(路線名)は想定火口域全域からの噴火の影響地区・路線を示しているため、実際の火砕流の流下方向により、発令対象地区及び通行止めの路線を限定する 【施設】 → 閉鎖 黒沢口御嶽神社頂上祈禱所及び社務所 二ノ池山荘、覚明堂 石室山荘、女人堂 王滝頂上避難施設、二の池ヒュッテ 御嶽神社頂上社務所 五の池小屋、開田高原マイアスキー場 行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート 御岳ロープウェイ、田の原遥拝所 田の原社務所、田の原観光センター 田の原山荘、おんたけスキー場 胡桃島キャンプ場、濁河温泉 濁河温泉高原スポレクセンター 【登山道】 → 立入禁止 全ての登山道：登山道入口～ 【地域】 → 避難勧告又は避難指示(緊急) 発令 長野県(火砕流到達地区) 木曽町開田高原：開田高原保健休養地地区 木曽町三岳：屋敷野地区 岐阜県(火砕流到達地区) 下呂市小坂町：落合地区(濁河温泉地域のみ) 【道路】 → 通行止 長野県 木曽町 ・町道鹿ノ瀬線：木曽町三岳(木曽温泉前)～ 町道鹿ノ瀬2号線～町道千本松線～ 町道屋敷野線：木曽町三岳(不易の滝入口) 王滝村 ・村道 41 号線：王滝村八海山(八海山)～王滝村田の原(村道終点) 岐阜県 ・県道 435 号線：下呂市小坂町落合(県道起点)～ ～高山市朝日町胡桃島(胡桃島雨量規制ゲート) ・県道 441 号線：下呂市小坂町落合(県道起点)～ 下呂市小坂町落合(鈴蘭口) ・県道 463 号線：高山市高根町日和田(県道起点)～ 高山市高根町留之原(市道開拓線分岐)

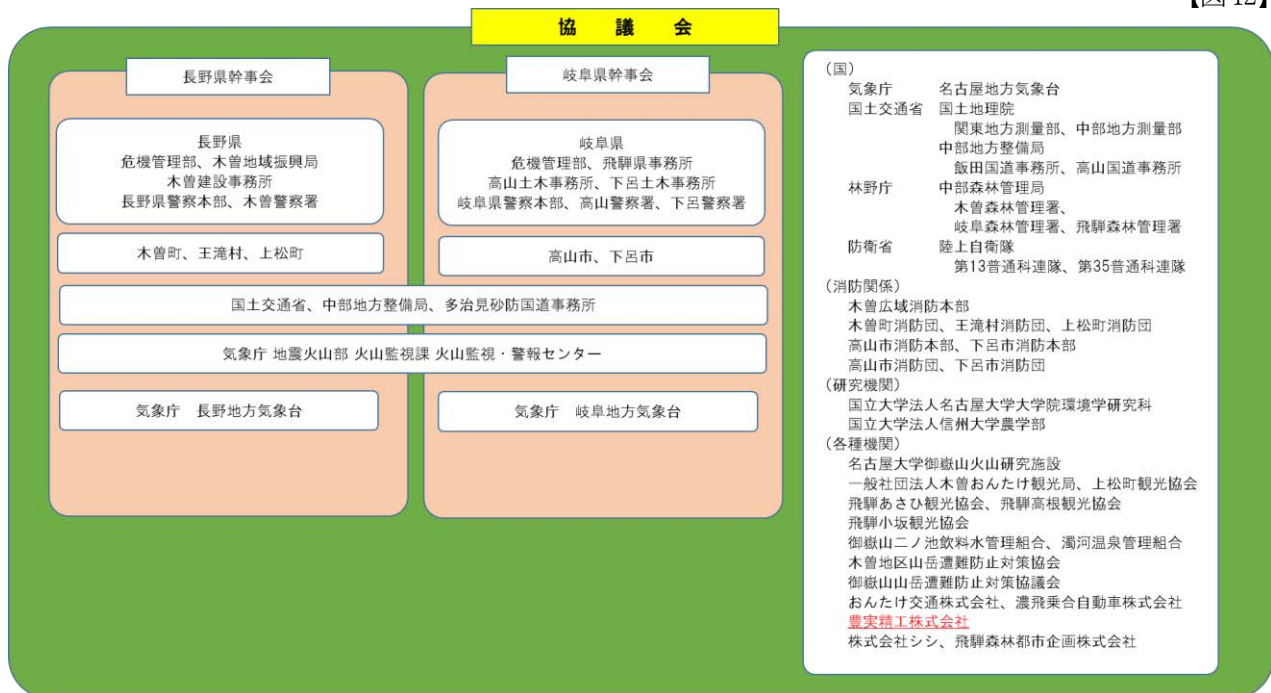
※ 非積雪期及び積雪期の判断は、気象庁の噴火警報文を参考に行う。

予報 警報	レベル	警戒が必要な範囲内の施設及び道路	防災対応(初動対応)
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	5 避難	火砕流、融雪型火山泥流が居住地域に到達又は切迫	
		積雪期の場合 ※下記の地域(地区名)及び道路(路線名)は想定火口域全域からの噴火の影響地区・路線を示しているため、実際の火砕流・融雪型火山泥流の流下方向により警戒が必要な地区・路線は限定される 【施設】 黒沢口御嶽神社頂上祈禱所及び社務所二ノ池山荘、覚明堂 石室山荘、女人堂 王滝頂上避難施設、二の池ヒュッテ 御嶽神社頂上社務所 五の池小屋、開田高原マイアスキー場 行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート 御岳ロープウェイ、田の原遥拝所 田の原社務所、田の原観光センター 田の原山荘、おんたけスキー場 胡桃島キャンプ場、濁河温泉 濁河温泉高原スポレクセンター 【登山道】 全ての登山道 【地域】 長野県(火砕流到達地区) 木曽町開田高原：開田高原保健休養地地区 木曽町三岳：屋敷野地区 長野県(融雪型火山泥流到達地区) 木曽町開田高原：下ノ原・旭ヶ丘・池の越・柳又・管沢・床並・開田高原保健休養地地区 木曽町三岳：荻ノ島・棚山・大島・下殿・桑原・沢渡・橋渡・黒田・日向・屋敷野地区 王滝村野口：瀬戸・池の越・野口・幕島地区 王滝村九蔵：尾島・日向・九蔵中越・日陰地区 王滝村中越：中越・田島地区 岐阜県(火砕流到達地区) 下呂市小坂町：落合地区(濁河温泉地域のみ) 岐阜県(融雪型火山泥流到達地区) 高山市朝日町：一之宿・桑之島・西洞・宮之前・胡桃島地区 下呂市小坂町：落合・長瀬・赤沼田・小坂町・坂下・大島地区	積雪期の場合 ※下記の地域(地区名)及び道路(路線名)は想定火口域全域からの噴火の影響地区・路線を示しているため、実際の火砕流・融雪型火山泥流の流下方向により、発令対象地区及び通行止めの路線を限定する 【施設】 → 閉鎖 黒沢口御嶽神社頂上祈禱所及び社務所 二ノ池山荘、覚明堂 石室山荘、女人堂 王滝頂上避難施設、二の池ヒュッテ 御嶽神社頂上社務所 五の池小屋、開田高原マイアスキー場 行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート 御岳ロープウェイ、田の原遥拝所 田の原社務所、田の原観光センター 田の原山荘、おんたけスキー場 胡桃島キャンプ場、濁河温泉 濁河温泉高原スポレクセンター 【登山道】 → 立入禁止 全ての登山道：登山道入口～ 【地域】 避難勧告又は避難指示(緊急) 発令 長野県(火砕流到達地区) 木曽町開田高原：開田高原保健休養地地区 木曽町三岳：屋敷野地区 長野県(融雪型火山泥流到達地区) 木曽町開田高原：下ノ原・旭ヶ丘・池の越・柳又・管沢・床並・開田高原保健休養地地区 木曽町三岳：荻ノ島・棚山・大島・下殿・桑原・沢渡・橋渡・黒田・日向・屋敷野地区 王滝村野口：瀬戸・池の越・野口・幕島地区 王滝村九蔵：尾島・日向・九蔵中越・日陰地区 王滝村中越：中越・田島地区 岐阜県(火砕流到達地区) 下呂市小坂町：落合地区(濁河温泉地域のみ) 岐阜県(融雪型火山泥流到達地区) 高山市朝日町：一之宿・桑之島・西洞・宮之前・胡桃島地区 下呂市小坂町：落合・長瀬・赤沼田・小坂町・坂下・大島地区

5. 協議会及び各機関の役割

(1) 御嶽山火山防災協議会の役割

【図 12】



- ① 噴火シナリオの見直しに関する協議
- ② 火山ハザードマップの見直しに関する協議
- ③ 噴火警戒レベルの見直しに関する協議
- ④ 具体的な避難計画の見直しに関する協議
- ⑤ 登山者・観光客等への情報発信方策に関する協議
- ⑥ 避難手段や避難経路の迅速な確保方策に関する協議
- ⑦ 情報伝達の充実方策に関する協議
- ⑧ 火山活動情報の収集・提供に関する協議
- ⑨ 安全な避難行動に関する取組に関する協議
- ⑩ 避難施設の整備等に関する協議
- ⑪ 定期的な防災訓練に関する協議
- ⑫ 市町村域を超えた連携が必要となる防災対応や、救助部隊の活動基準の策定・運用等に関する協議
- ⑬ 関係者と連携した取組に関する協議
- ⑭ 御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会との連携

噴火に起因する土砂災害を軽減するため、緊急時対策を迅速かつ効果的に実施するとともに、平常時からの準備事項を定めるための「御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を検討するために設置された御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会と情報共有を図る。

また、噴火に起因する土砂災害を軽減することについて、御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会等と連携、調整を図るものとする。

(2) 平常時における各機関の役割

火山現象がみられない時における各機関の主な役割については、【表 11】のとおりとする。

【表 11】

長野県	岐阜県	主な役割
気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター		・火山活動の監視・観測並びに評価 ・ホームページ等による各種火山情報の提供
気象庁名古屋地方気象台		・各種火山情報等の提供・解説
気象庁長野地方気象台	気象庁岐阜地方気象台	・防災知識の普及・啓発
国土交通省国土地理院関東地方測量部	国土交通省国土地理院中部地方測量部	・地殻変動の監視
国土交通省中部地方整備局		・土砂災害に関する火山ハザードマップの見直しへの支援
国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所		・土砂災害に対する調査・対策
国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所	国土交通省中部地方整備局高山国道事務所	・直轄国道の交通規制・道路啓開・降灰除去のための体制・機器整備
林野庁中部森林管理局木曽森林管理署	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署 林野庁中部森林管理局飛騨森林管理署	・管理区域の状況把握・対応
防衛省陸上自衛隊第 1 3 普通科連隊	防衛省陸上自衛隊第 3 5 普通科連隊	・救助体制の整備等
長野県	岐阜県	・情報集約 ・登山計画書（登山届）の提出促進 ・防災知識の普及・啓発 ・土砂災害に対する調査・対策
木曽町 王滝村 上松町	高山市 下呂市	・住民・登山者・観光客等への情報提供等（ホームページ、チラシ、看板等） ・防災知識の普及・啓発 ・火山防災マップの作成・周知
長野県警察本部 木曽警察署	岐阜県警察本部 高山警察署 下呂警察署	・救助体制の整備等
木曽広域消防本部	高山市消防本部 下呂市消防本部	・救助体制の整備等
木曽町消防団 王滝村消防団 上松町消防団	高山市消防団 下呂市消防団	・救助体制の整備等
<u>名古屋大学御嶽山火山研究施設</u>		・火山活動の観測 ・町村・協議会等への情報提供 ・防災知識の普及・啓発
一般社団法人木曽おんたけ観光局 上松町観光協会	飛騨あさひ観光協会 飛騨高根観光協会 飛騨小坂観光協会	・観光客等への情報提供
	濁河温泉管理組合	・宿泊客等への情報提供
御嶽山二ノ池飲料水管理組合		・避難促進施設関係者との協力・連携
木曽地区山岳遭難防止対策協会	御嶽山山岳遭難防止対策協議会	・登山計画書（登山届）の回収
おんたけ交通株式会社	濃飛乗合自動車株式会社	・利用客等への情報提供
アスモグループ株式会社 豊実精工株式会社 <u>会社</u> 株式会社シシ	飛騨森林都市企画株式会社	・防災訓練の実施
国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科 山岡 耕春 教授 元名古屋大学教授 木股 文昭 先生 国立大学法人信州大学農学部 平松 晋也 教授		・火山活動の分析・評価 ・協議会等への助言

(3) 火山現象発生時における各機関の役割

火山現象が発生した時における各機関の主な役割については、【表 12】のとおりとする。

【表 12】

長野県	岐阜県	主な役割
気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター		- 火山活動の監視・観測並びに評価 - 機動観測の実施 - J E T T（気象庁防災対応支援チーム）の派遣 - 噴火警報・予報、火山防災情報等の発表・解説 - ホームページ等による各種火山情報の提供 - 報道機関対応
気象庁名古屋地方気象台		- 噴火警報等の伝達・解説 - 気象支援資料の提供 - 報道機関対応 - J E T T（気象庁防災対応支援チーム）の派遣
気象庁長野地方気象台	気象庁岐阜地方気象台	
国土交通省国土地理院関東地方測量部	国土交通省国土地理院中部地方測量部	- 地殻変動の監視 - 災害時等における地理空間情報の整備・提供
国土交通省中部地方整備局		- TEC－FORCEによる自治体に対する技術的な支援 - 土砂災害に対する調査・情報提供、緊急ハード・ソフト対策 - 土砂災害防止法に基づく緊急調査
国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所		土砂災害に対する調査・情報提供、緊急ハード・ソフト対策
国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所	国土交通省中部地方整備局高山国道事務所	直轄国道の交通規制・道路啓開・降灰除去
林野庁中部森林管理局木曽森林管理署	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署 林野庁中部森林管理局飛騨森林管理署	管理区域の状況把握・対応
防衛省陸上自衛隊第 1 3 普通科連隊	防衛省陸上自衛隊第 3 5 普通科連隊	人命救助・その他救助に関する活動
長野県	岐阜県	- 情報集約 - 関係機関への情報提供 - 通行規制（道路の規制） - 自衛隊への派遣要請 - 応急・緊急対策工事 - 報道機関対応
木曽町 王滝村 上松町	高山市 下呂市	- 警戒区域の設定 - 入山規制（登山道や道路の規制） - 住民・登山者・観光客への情報提供（広報） - 報道機関対応 <u>避難勧告・指示等避難情報</u>の発令（判断） - 避難所等の開設
長野県警察本部 木曽警察署	岐阜県警察本部 高山警察署 下呂警察署	- 人命救助・その他救助に関する活動 - 避難誘導・搬送
木曽広域消防本部	高山市消防本部 下呂市消防本部	- 人命救助・その他救助に関する活動 - 避難誘導・搬送
木曽町消防団 王滝村消防団 上松町消防団	高山市消防団 下呂市消防団	- 人命救助・その他救助に関する活動 - 避難支援
<u>名古屋大学御嶽山火山研究施設</u>		<u>火山活動の観測</u> <u>町村・協議会等への情報提供</u>
一般社団法人木曽おんたけ観光局 上松町観光協会	飛騨あさひ観光協会 飛騨高根観光協会 飛騨小坂観光協会	- 観光施設・観光客等への噴火警報（噴火警戒レベル）等の周知 - 立入規制等の周知
	濁河温泉管理組合	宿泊客の避難誘導
御嶽山二ノ池飲料水管理組合		避難促進施設関係者との協力・連携
木曽地区山岳遭難防止対策協会	御嶽山山岳遭難防止対策協議会	登山計画書（登山届）の回収
おんたけ交通株式会社	濃飛乗合自動車株式会社	避難・搬送協力
<u>アズモグループ株式会社豊実精工株式会社</u> <u>株式会社ンシ</u>	飛騨森林都市企画株式会社	施設利用者の避難誘導
国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究所 山岡 耕春 教授 元名古屋大学教授 木股 文昭 先生 国立大学法人信州大学農学部 平松 晋也 教授		- 火山活動の分析・評価 - 協議会等への助言

6. 両県の防災体制

■長野県

【表 13】

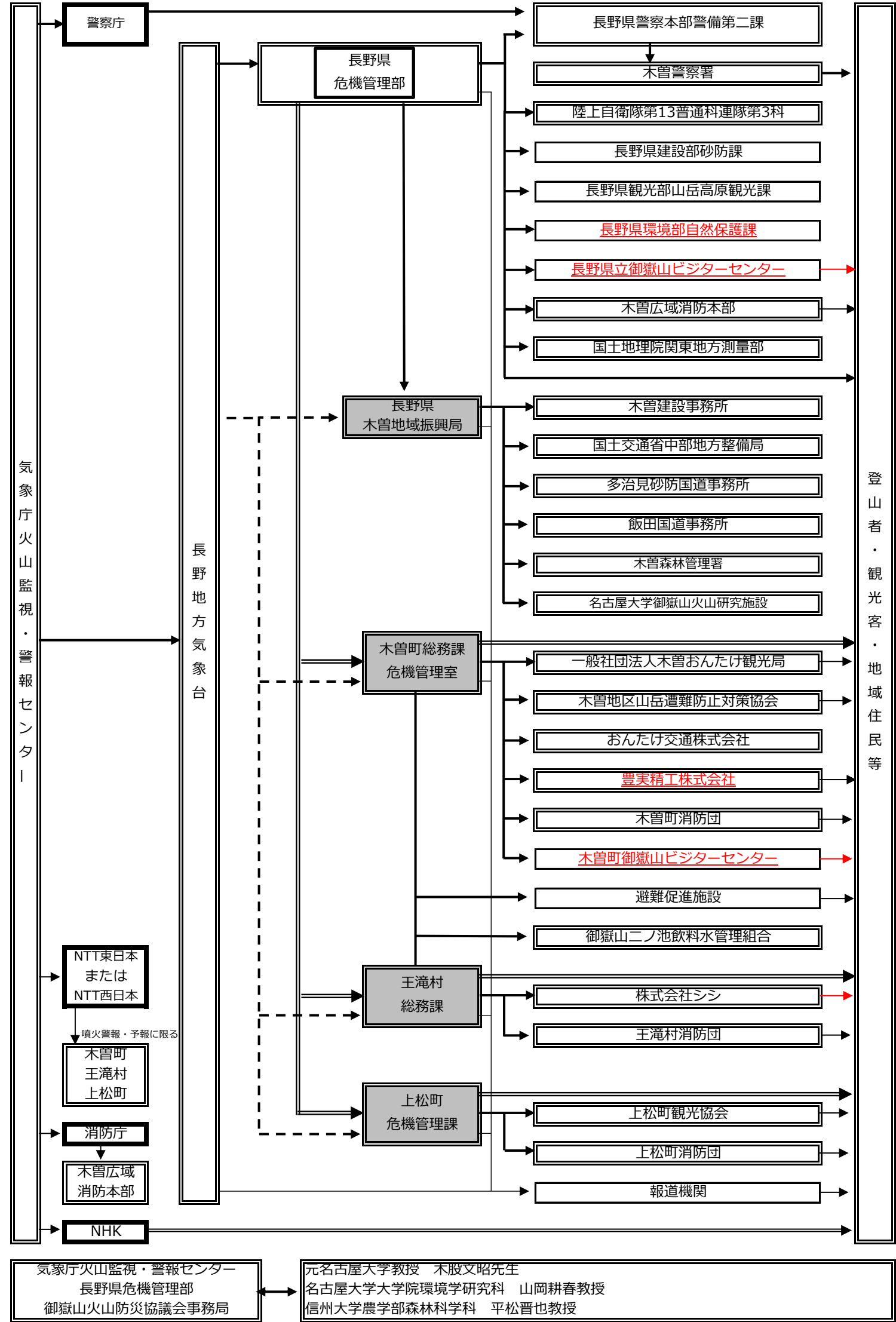
レベル	体 制	
	長野県	木曽町
レベル 1 [活火山であることに留意]	【通常体制】 - 何らかの異常現象が発生した場合（群発地震、火山性微動の発生、住民からの通報など） - 気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表されたとき ○本庁：人員増強 ○木曽地域振興局：状況により参集	【通常体制】 - 何らかの異常現象が発生した場合（群発地震、火山性微動の発生、住民からの通報など） - 気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表されたとき ○総務課：防災担当職員 ○開田支所：防災担当職員 ○三岳支所：防災担当職員
レベル 2 [火口周辺規制]	【準備体制】 ○本庁：危機管理部職員等 ○木曽地域振興局：防災担当	【準備体制】 ○総務課：全職員 ○開田支所：全職員 ○三岳支所：全職員
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・火口周辺規制の実施 ・住民観光施設等への広報
レベル 3 [入山規制]	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○木曽地域振興局：防災担当	【警戒体制】 ○総務課：全職員 ○開田支所：全職員 ○三岳支所：全職員
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・入山規制の実施 ・観光客等の避難誘導 ・住民、観光施設等への広報 ・避難所開設準備
レベル 4 [高齢者等避難]	【非常体制】 ○災害対策本部設置 ○災害対策本部木曽地方部設置 ○現地災害対策本部設置（全庁体制）	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置 ○火山災害現地対策本部設置（開田支所及び三岳支所全員体制）
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・避難準備高齢者等避難開始の発令（要配慮者避難） ・避難所運営 ・住民、観光施設等への広報
レベル 5 [避難]	【非常体制】 ○災害対策本部設置 ○災害対策本部木曽地方部設置 ○現地対策本部設置（全庁体制）	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置 ○火山災害現地対策本部設置（開田支所及び三岳支所全員体制）
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・避難準備避難指示の発令（住民避難） ・避難所運営 ・避難者誘導

レベル	体制	
	王滝村	上松町
レベル1 〔活火山であることに留意〕	【通常体制】 ・何らかの異常現象が発生した場合（群発地震、火山性微動の発生、住民からの通報など） ・気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表されたとき ○総務課：防災担当職員	【通常体制】 ・気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表されたとき ○防災担当職員は状況により参集
レベル2 〔火口周辺規制〕	【準備体制】 ○総務課全職員及び関係職員	【準備体制】 ○総務課長、防災担当職員
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・火口周辺規制の実施 ・住民観光施設等への広報	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集
レベル3 〔入山規制〕	【警戒体制】 ○総務課全職員及び関係職員	【警戒体制】 ○総務課長、防災担当職員 ○関係職員は状況により参集
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・入山規制の実施 ・観光客等の避難誘導 ・住民、観光施設等への広報 ・避難所開設準備	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・住民、観光施設等への広報
レベル4 〔高齢者等避難〕	【非常体制】 ○火山災害警戒本部設置	【非常体制】 ○火山災害警戒本部設置
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・避難準備→高齢者等避難開始の発令（要配慮者避難） ・避難所運営 ・住民、観光施設等への広報	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・融雪型火山泥流に対する噴火情報が発表された旨を住民、観光施設等へ広報 ・噴火が発生した場合、警戒区域パトロール実施
レベル5 〔避難〕	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・避難準備→避難指示の発令（住民避難） ・避難所運営 ・避難者誘導	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・融雪型火山泥流に対する噴火情報が発表された旨を住民、観光施設等へ広報 ・噴火が発生した場合、警戒区域パトロール実施

レベル	体 制		
	岐阜県	高山市	下呂市
レベル 1 [活火山であることに留意]	【通常体制】 ・何らかの異常現象が発生した場合（群発地震、火山性微動の発生、住民からの通報など） ・気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表されたとき ○本庁：人員増強 ○飛騨県事務所：状況により参集	【通常体制】 ・何らかの異常現象が発生した場合は【準備体制】へ移行	【通常体制】 ・気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表されたとき ○状況により参集
レベル 2 [火口周辺規制]	【準備体制】 ○本庁：危機管理部職員等 ○飛騨県事務所：防災担当	【準備体制】 ○危機管理課：防災担当等 ○朝日・高根支所：防災担当等	【準備体制】 ○危機管理課：2名 ○小坂地域振興課：2名（休日夜間は宿・日直対応）
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・火口周辺規制の実施 ・住民観光施設等への広報	
レベル 3 [入山規制]	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○火山災害警戒本部飛騨支部設置 ○現地警戒本部設置（各防から必要な要員招集）	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○危機管理課：全職員 ○朝日・高根支所：全職員（各防から必要な要員招集）	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○市長公室：全職員 ○小坂地域振興課：全職員（各防から必要な要員招集）
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・入山規制の実施 ・観光客等の避難誘導 ・住民、観光施設等への広報 ・避難所開設準備	
レベル 4 [高齢者等避難]	【非常体制】 ○災害対策本部設置 ○災害対策本部飛騨支部設置 ○現地災害対策本部設置（全庁体制）	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置 ○火山災害現地対策本部設置（全庁体制）	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置（全庁体制）
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・避難準備→高齢者等避難開始の発令（要配慮者避難） ・避難所運営 ・住民、観光施設等への広報	
レベル 5 [避難]	【非常体制】 ○災害対策本部設置 ○災害対策本部飛騨支部設置 ○現地災害対策本部設置（全庁体制）	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置 ○火山災害現地対策本部設置（全庁体制）	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置（全庁体制）
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・避難準備→避難指示の発令（住民避難） ・避難所運営 ・避難者誘導	

御嶽山火山防災協議会 火山防災情報伝達系統図（長野県側）

【図13】



凡例

火山防災協議会構成機関

協議会・事務局構成機関

- ・ 太線枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- ・ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- ・ 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置 法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- ・ 実線は気象庁が発表する御嶽山に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

(7) 噴火警戒レベルに応じた情報伝達

市町村は、必要に応じ、防災行政無線等により、日本語及び多様な言語で火山活動の状況の伝達を行う。

観測事項	広 報 文 例
噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)	こちらは、〇〇市(〇〇町、〇〇村)です。 本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル2(火口周辺規制)に引き上げられました。 これにより、〇〇から〇km圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、規制範囲外〇〇への避難をお願いします。 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
噴火警戒レベル3 (入山規制)	こちらは、〇〇市(〇〇町、〇〇村)です。 本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル3(入山規制)に引き上げられました。 これにより、〇〇から〇km圏に入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。 〇〇地区のお年寄りの方等避難に時間がかかる方は、今後避難勧告指示が発令される場合がありますので、避難の準備を始めてください。 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
噴火警戒レベル4 (高齢者等避難)	こちらは、〇〇市(〇〇町、〇〇村)です。 本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(居住地域)が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル4(高齢者等避難避難準備)に引き上げられました。 これより、〇〇地区において、避難準備高齢者等避難開始を発令します。 お年寄りの方等は、直ちに〇〇公民館へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。 住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 なお、入山規制は継続中です。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
噴火警戒レベル5 (避難)	こちらは、〇〇市(〇〇町、〇〇村)です。 本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(居住地域)が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル5(避難)に引き上げられました。 これより、〇〇地区において、避難勧告(避難指示(緊急))を発令します。 住民の皆様は、直ちに〇〇公民館へ避難してください。 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。 なお、入山規制は継続中です。

8. 住民・登山者・観光客の避難計画

(1) 住民への対応

① 住民避難の考え方

(a) 避難対象地域

「御嶽山火山ハザードマップ（H27）」（以下「ハザードマップ」という。）により、火砕流（火砕サージ）・融雪型火山泥流の影響が及ぶ可能性がある範囲を「警戒が必要な範囲」として、避難対象地域としている。

なお、避難対象地域は地域のコミュニティを重視した地区単位で設定している。

噴火時に実際に「~~避難準備~~→高齢者等避難~~開始~~」→「~~避難勧告~~」→「避難指示（~~緊急~~）」を発令する地区は、噴火活動の状況により、次のとおり指定する。

(ア) 噴火現象の影響範囲が特定され、噴火警戒レベルが4（~~高齢者等避難~~避難準備）に引き上げられた場合

→ 噴火の影響が想定される地域に「~~避難準備~~→高齢者等避難~~開始~~」を発令する。

(イ) 噴火現象の影響範囲が特定されていない状況で、噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合

→ ハザードマップで示されている「警戒が必要な範囲」の全域に「~~避難準備~~→高齢者等避難~~開始~~」を発令する。

→ 噴火現象の影響範囲が絞られた段階で、発令地区を縮小する。

(ウ) 噴火現象の影響範囲が特定され、噴火警戒レベルが5（避難）に引き上げられた場合

→ 噴火の影響が想定される地域に「~~避難勧告~~」又は「避難指示（~~緊急~~）」を発令する。

(エ) 噴火現象の影響範囲が特定されていない状況で、噴火警戒レベルが5（避難）に引き上げられた場合

→ ハザードマップで示されている「警戒が必要な範囲」の全域に「~~避難勧告~~」又は「避難指示（~~緊急~~）」を発令する。

→ 噴火現象の影響範囲が絞られた段階で、発令地区を縮小する。

避難に関する事項	発 令 文 例
避難準備 →高齢者等避難 開始	《火山活動の情報の後に伝達》 高齢者等避難、高齢者等避難 避難準備 、 避難準備 。火山活動に伴う、 避難準備 →高齢者等避難 開始 を発令します。
避難勧告	《火山活動の情報の後に伝達》 避難勧告、避難勧告。火山活動に伴う、避難勧告を発令します。
避難指示（ 緊急 ）	《火山活動の情報の後に伝達》 避難指示、避難指示。火山活動に伴う、避難指示を発令します。

(b) 一時集合場所・避難所

避難対象者が噴火現象から、一時的に身の安全を確保する場所及び避難行動要支援者等の避難の際に拠点となる場所を「一時集合場所」とする。

避難対象者が、避難生活を送るため、一定期間滞在する場所を「避難所」とする。

なお、原則として一時集合場所、避難所いずれも「警戒が必要な範囲」の外に設定するものとする。

(c) 留意事項

住民の避難にあたっては以下のことにも留意する。

- ・人命を最優先に考え「警戒が必要な範囲」内の住民はただちに、地区内の一時集合場所等「警戒が必要な範囲」の外へ避難させる。
- ・「警戒が必要な範囲」を通っての避難においては、既に噴火が発生している場合等、避難をすることでかえって被災する場合もあることから、火山活動の状況に細心の注意を払う。特に夜間等、視界が不良の場

合には、火山活動の状況の把握が困難であることから、一時集合場所での待機や川筋から離れた施設・住宅への一時避難等、安全な場所に留まらせることも考慮する。

- ・市町村は、噴火警戒レベル3（入山規制）の段階において、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、必要に応じて、要配慮者に対して避難準備を呼びかけるものとする。なお、避難行動要支援者の情報を警察・消防等に提供する等、要配慮者が自主避難することを想定し、避難所等の開設準備を行う。

【降灰後の土石流への対応】

降雨時には降灰後の土石流への警戒が必要となる場合がある。市町村は、避難勧告指示等の発令にあたっては、降灰後の土石流への「警戒が必要な範囲（土石流危険渓流の土石流危険区域または土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域の範囲等）」にも留意する必要がある。

なお、噴火により火山灰が1 cm 以上堆積した場合には、国土交通省による緊急調査（土砂災害防止法第29条）に基づき、降灰後の土石流への「警戒が必要な範囲」が県・市町村に通知される。

（非積雪期）

【表 17】

市町村	ブロック名	避難対象地区	現象
木曽町（開田）	開田高原保健休養地	開田高原保健休養地	火砕流
木曽町（三岳）	三岳 B	屋敷野	火砕流
下呂市（小坂町）		落合（濁河温泉地域のみ）	火砕流

（積雪期）

【表 18】

市町村	ブロック名	避難対象地区	現象
木曽町（開田）	開田地区	下ノ原	融雪型火山泥流
		旭ヶ丘・池の越	融雪型火山泥流
		柳又	融雪型火山泥流
		管沢	融雪型火山泥流
		床並	融雪型火山泥流
	開田高原保健休養地	開田高原保健休養地	火砕流・融雪型火山泥流
木曽町（三岳）	三岳 B	屋敷野	火砕流・融雪型火山泥流
	三岳 C	荻ノ島	融雪型火山泥流
		棚山	融雪型火山泥流
		大島	融雪型火山泥流
		下殿	融雪型火山泥流
	三岳 E	桑原	融雪型火山泥流
		沢渡	融雪型火山泥流
		橋渡	融雪型火山泥流
		黒田	融雪型火山泥流
		日向	融雪型火山泥流
王滝村	野口地区	瀬戸・池の越・野口・幕島	融雪型火山泥流
	九蔵地区	尾島・日向・九蔵中越・日陰	融雪型火山泥流
	中越地区	中越・田島	融雪型火山泥流
高山市（朝日町）	秋神川沿い集落	一之宿	融雪型火山泥流
		桑之島	融雪型火山泥流

③ 避難手段

避難手段は各市町村の実情による。

市町村は、避難対象地区を踏まえ、一時集合場所（バスの集結場所など）をあらかじめ定めておく。あらかじめ定めた避難ルートについて、輸送路として利用の適否について確認する。避難ルートが被災している場合は、代替ルート及び代替輸送手段を確保する。

④ 孤立地域への対応

(a) 孤立対象地域

ハザードマップで示されている「警戒が必要な範囲」の外に位置する地域の中には「警戒が必要な範囲」を通過しないと生活ができない地域も含まれる。これらの地域は噴火現象発生時において、地域内に留まることがより安全であることから、避難勧告指示等の発令対象地域とはしていないが、道路の通行規制等により孤立する恐れがある。孤立の恐れがある地域を【表 21】で示す。

通行規制に伴う孤立対象地域（地区一覧）

【表 21】

市町村	ブロック名	孤立対象地区	孤立時期
木曽町（三岳）	三岳 A	瀬戸ノ原	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		倉本	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		白川	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		小奥	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		沢頭	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		永井野	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		野中	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		井原	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
	三岳 C	羽入	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		藪原	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		大洞	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		田中	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		野口	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
	三岳 D	中切	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		三津屋	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		牧	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		上垂	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		東又	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		西洞	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		梓本	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
	三岳 E	小島	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		上条	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		大半場	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		下条	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
王滝村	九蔵地区	村木	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
	滝越地区	滝越	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
高山市（朝日町）	鈴蘭高原	鈴蘭高原	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
下呂市（小坂町）		湯屋	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		大洞	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）

※実際の火山活動の状況や通行規制の実施状況により、孤立対象地域は異なる場合がある。

火山防災協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、御嶽山火山防災協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、御嶽山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、長野県、木曽町、王滝村、上松町、岐阜県、高山市及び下呂市が共同で設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため以下の事項を行う。

- (1) 火山活動、防災対策等の情報共有に関すること。
- (2) 噴火時の避難対策等の警戒避難体制の整備に関すること。
- (3) 防災訓練等の活動に関すること。
- (4) 火山防災知識の啓発活動に関すること。
- (5) 長野県及び岐阜県の都道府県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること。
- (6) 木曽町、王滝村、上松町、高山市及び下呂市の市町村防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること。
- (7) その他、目的達成のため必要と認められること。

第2章 協議会の組織

(協議会)

第4条 協議会は別表1で規定する会員にて構成する。

- 2 協議会には会長及び副会長を置く。会長は関係市町村の首長のうちから、協議会において決定するものとする。副会長は関係市町村の首長のうちから、会長が指名する。
- 3 会長は本協議会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 会長、副会長の任期は原則1年とする。

(幹事会)

第5条 協議会の行う所掌事項の内容検討のため、行政機関実務者による「御嶽山火山防災協議会長野県幹事会」（以下「長野県幹事会」という。）並びに、「御嶽山火山防災協議会岐阜県幹事会」（以下「岐阜県幹事会」という。）を設置する。

- 2 幹事会は長野県、岐阜県で個別に構成し、必要に応じ合同で幹事会を行うことができる。
- 3 長野県幹事会、岐阜県幹事会（以下「各幹事会」という）は別表2で規定する幹事にて構成する。
- 4 各幹事会には幹事長及び副幹事長を置く。幹事長は、長野県幹事会が長野県木曾地域振興局総務管理・環境課長、岐阜県幹事会が岐阜県飛騨県事務所振興防災課長とする。副幹事長は長野県幹事会が木曽町総務課危機管理室長、王滝村総務課長及び上松町危機管理課長、岐阜県幹事会が高山市危機管理課長及び下呂市危機管理課長とする。

- 5 幹事長は幹事会を代表し、会務を総理する。副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。

第3章 協議会の会議

(会議)

第6条 協議会は会長が招集し、その議事を進行する。

- 2 議事は、会員の全員が書面又は電磁的記録において同意の意思表示をしたときは、当該議事を承認する旨の決議があったものとみなす。
- 3 会長は必要に応じて、協議会に会員以外の防災関係者の出席を求めることができる。
- 4 会員が協議会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 5 第1項及び前2項の規定は、幹事会に準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と、「会員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(会長の専決処分)

第7条 会長は、やむを得ない事由により、協議会を招集することができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに各会員に報告しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の事務処理のため、事務局を設ける。事務局は、長野県木曽地域振興局総務管理・環境課、木曽町総務課危機管理室、王滝村総務課、上松町危機管理課、岐阜県飛騨県事務所振興防災課、高山市危機管理課及び下呂市危機管理課が合同で行う。

第4章 補則

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

- 2 前項の規定のほか、各幹事会の運営に関し、必要な事項は、各幹事長がこれを定める。

附 則

この規約は、平成26年12月24日から施行する。

なお、「御嶽山火山対策会議」(平成3年5月7日設置)及び「御嶽山火山性地震等防災対策連絡会議」(平成19年1月31日設置)は、同日をもって廃止する。

附 則

この規約は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年8月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 2 月 20 日から施行する。

別表1

区分 (法第4条第2項 中該当する号)	所属	職名 (氏名)
第1号	長野県	知事
	岐阜県	知事
	木曽町	町長
	王滝村	村長
	上松町	町長
	高山市	市長
	下呂市	市長
第2号	気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター	所長
	気象庁長野地方気象台	台長
	気象庁岐阜地方気象台	台長
第3号	国土交通省中部地方整備局	局長
	国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所	所長
第4号	防衛省陸上自衛隊第13普通科連隊	連隊長
	防衛省陸上自衛隊第35普通科連隊	連隊長
第5号	長野県警察本部	本部長
	岐阜県警察本部	本部長
第6号	木曽広域消防本部	消防長
	高山市消防本部	消防長
	下呂市消防本部	消防長
第7号	国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科	教授 山岡 耕春
		元名古屋大学教授 木股 文昭
	国立大学法人信州大学農学部	教授 平松 晋也
第8号	国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所	所長
	国土交通省中部地方整備局高山国道事務所	所長
	国土交通省国土地理院関東地方測量部	部長
	国土交通省国土地理院中部地方測量部	部長
	気象庁名古屋地方気象台	地震津波火山防災情報調整官
	林野庁中部森林管理局木曽森林管理署	署長
	林野庁中部森林管理局飛騨森林管理署	署長
	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署	署長
	長野県木曽地域振興局	局長
	岐阜県飛騨県事務所	所長
	長野県木曽建設事務所	所長
	岐阜県高山土木事務所	所長
	岐阜県下呂土木事務所	所長
	長野県木曽警察署	署長
	岐阜県高山警察署	署長
	岐阜県下呂警察署	署長
	木曽町消防団	団長
	王滝村消防団	団長
	上松町消防団	団長
	高山市消防団	団長
	下呂市消防団	団長
	名古屋大学御嶽山火山研究施設	特任教員
	一般社団法人木曽おんたけ観光局	代表理事
	上松町観光協会	会長
	飛騨あさひ観光協会	会長
	飛騨高根観光協会	会長
	飛騨小坂観光協会	会長
	御嶽山二ノ池飲料水管理組合	組合長
	濁河温泉管理組合	組合長
	木曽地区山岳遭難防止対策協会	会長
	御嶽山山岳遭難防止対策協議会	会長
	おんたけ交通株式会社	社長
	濃飛乗合自動車株式会社運輸事業部	部長
	豊実精工株式会社	代表取締役
	株式会社シシ	代表取締役
	飛騨森林都市企画株式会社	代表取締役

別表2

[長野県幹事会]

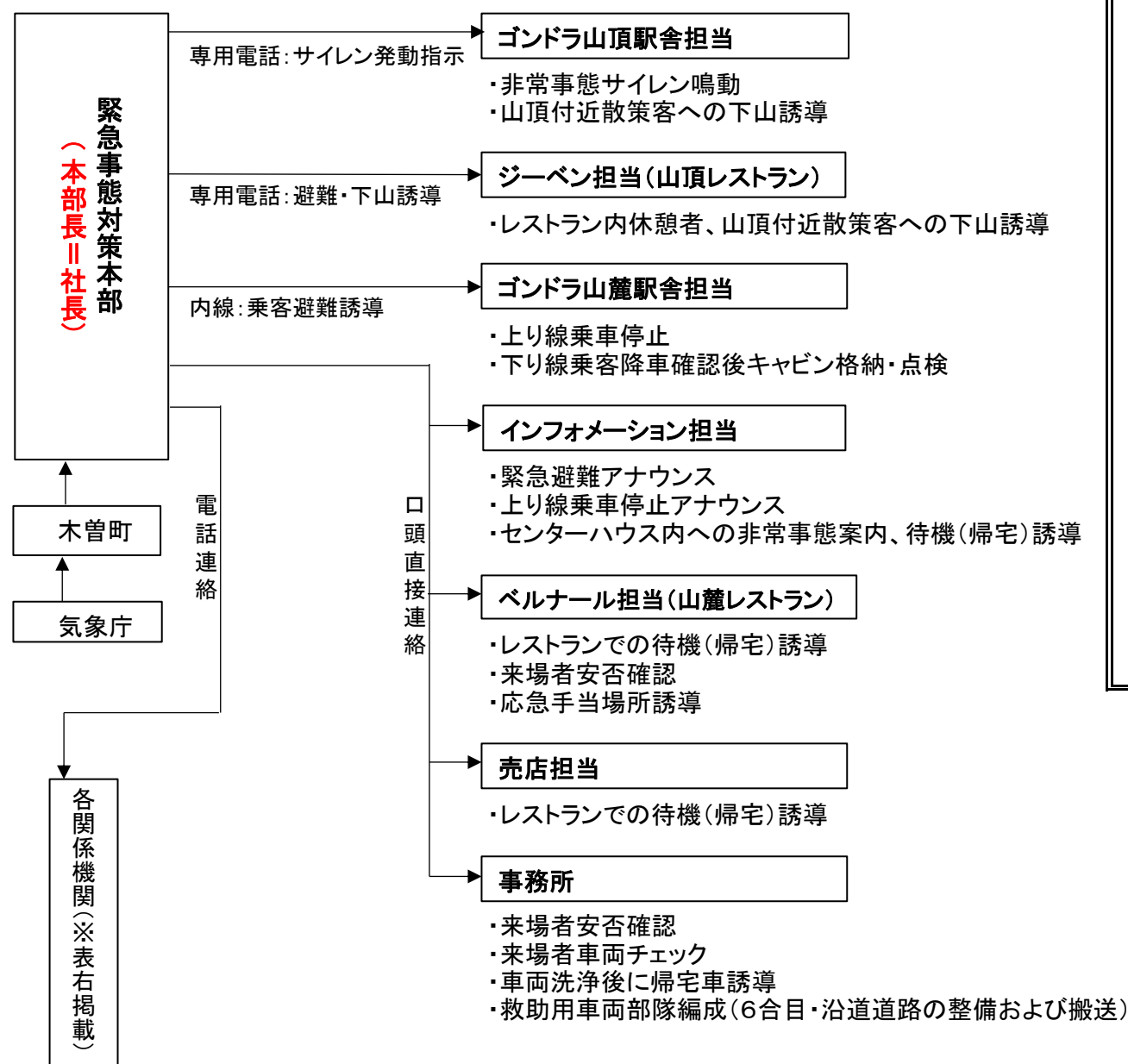
所属	役職	備考
長野県木曽地域振興局総務管理・環境課	課長	幹事長
木曽町総務課危機管理室	室長	副幹事長
王滝村総務課	課長	副幹事長
上松町危機管理課	課長	副幹事長
国土交通省中部地方整備局河川部河川計画課	課長	
国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所砂防調査課	課長	
気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター	火山防災官	
気象庁長野地方気象台	防災管理官	
長野県危機管理部危機管理防災課	課長	
長野県木曽地域振興局商工観光課	課長	
長野県木曽建設事務所整備・建築課	課長	
長野県警察本部警備第二課	課長	
長野県木曽警察署警備課	課長	

[岐阜県幹事会]

所属	役職	備考
岐阜県飛騨県事務所振興防災課	課長	幹事長
高山市危機管理課	課長	副幹事長
下呂市危機管理課	課長	副幹事長
国土交通省中部地方整備局河川部河川計画課	課長	
国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所砂防調査課	課長	
気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター	火山防災官	
気象庁岐阜地方気象台	防災管理官	
岐阜県危機管理部防災課山岳遭難・火山対策室	室長	
岐阜県高山土木事務所施設管理課	課長	
岐阜県下呂土木事務所施設管理課	課長	
岐阜県警察本部警備第二課	課長	
岐阜県高山警察署警備課	課長	
岐阜県下呂警察署警備課	課長	

■御岳ロープウェイ緊急避難連絡系統図(火山噴火災害)

緊急連絡先：0264-46-2525



【避難施設(約1,700名収容)】

施設	収容人数
山頂駅舎	50名
山頂レストラン(ジーベン)	150名
センターハウス	1,500名

■防災対策

★ 防災設備関連

- 大型サイレン(2機新設)をゴンドラ山頂 飯森高原駅舎に設置
- 避難施設案内看板(2か所)の設置
- 拡声器(12)
- ヘルメット(500)
- マスク(1000)
- ゴーグル(1000)
- 毛布(300)
- 応急手当備品(災害多人数用救急箱)、AED 担架、バックボード

★ 情報伝達

- 緊急速報メール(木曽町)
- 案内看板
- 啓発チラシ

★ その他

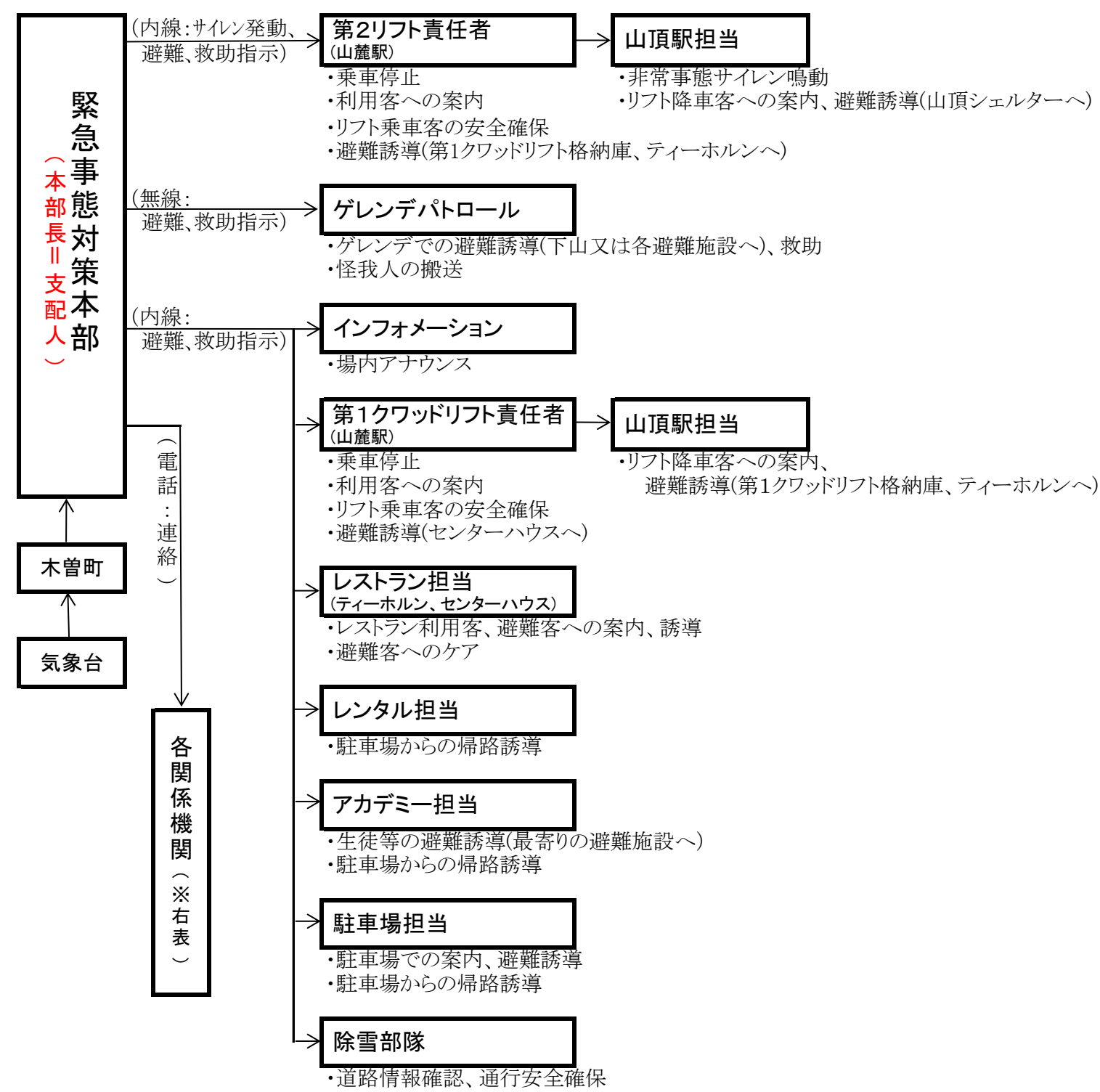
- 緊急避難マニュアルの作
- 避難施設説明記の御岳ロープウェイ・イラストマップの作成

※関係連絡先

関係機関
木曽消防署
木曽広域消防本部
木曽警察署
三岳駐在所
木曽町役場
三岳支所
県立木曽病院
北陸信越運輸局
中部電力木曽福島営業所
松本労働基準監督署
木曽森林管理署
木曽地方事務所
行場小屋
女人堂
五の池小屋

「開田高原マイアスキー場」緊急避難連絡系統図（火山災害）

緊急連絡先：0264－44－1111



※ 関係機関

関係機関
木曽消防署
木曽広域消防本部
木曽警察署
開田高原駐在所
木曽町役場
開田高原支所
県立木曽病院
田沢医院
北陸信越運輸局
中部電力木曽福島営業所
松本労働基準監督署
木曽森林管理署
開田森林事務所
木曽地方事務所

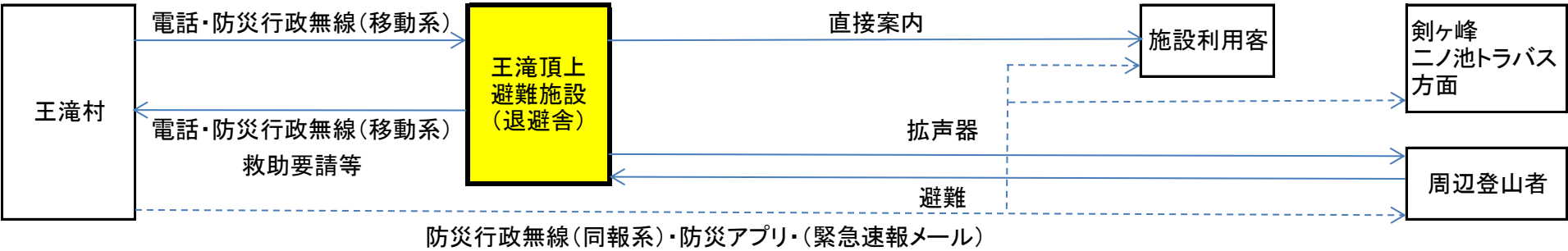
【避難施設】(約2,500名収容)

施設	収容人数	誘導対象者
山頂シェルター	約 50 名	第2リフト降車客
第1クワッドリフト格納庫	約 350 名	第1クワッドリフト降車客、第2リフト待ち客、滑走客
ティーホルン	約 100 名	同上
センターハウス	約 2,000 名	第1クワッドリフト待ち客、滑走客

王滝頂上避難施設・退避舎火山災害時防災対応図

緊急連絡先:パトロール員携帯電話

【情報伝達図】



【緊急避難場所としての機能】

開放期間 7月上旬～10月中旬

避:木造2階建て

収容人員180名(緊急時最大受入可能数)

屋根・壁は噴石対策(アラミド)済み(R3)

退:木造1階建て

収容人員100名(緊急時最大受入可能数)

屋根・壁の一部は噴石対策(アラミド)済み(R1)

避難施設・退避舎共通

パトロール員1名常駐

発動発電機 (10kVA2台 予備燃料100L)

携帯型無線機・携帯電話 / 防災ヘルメット150個

保温シート100枚 / マスク300枚 / ヘリハーネス1

懐中電灯30個 / 折り畳み担架 / AED



【噴火時の防災対応】

施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導

緊急避難場所として登山者等の受入れ

木曽警察署・王滝村等への救助要請

避難者名簿の作成

気象庁・王滝村等からの噴火情報の収集

【平時の防災対応】

通信機器・防災用品の点検

避難誘導訓練の実施

施設利用者及び登山者への啓発

【関係機関】

名称
長野県木曽警察署
王滝村警察官駐在所
木曽広域消防本部
木曽消防署
長野県立木曽病院
王滝村診療所
中部森林管理局木曽森林管理署
長野県木曽地域振興局
王滝村役場
一般財団法人木曽おんたけ観光局

御嶽山 噴火警戒レベルと規制対応の推移

※ 平成 26 年 9 月 27 日噴火以降の対応

年	月	日	対応	実施主体	備考
26	9	27	噴火警報発表 噴火警戒レベル3(警戒が必要な範囲4km)		
	"	"	黒沢口登山道入口、油義美林入口、開田口登山道入口から先立入規制	木曽町	災対法 63 条
	"	"	立入規制位置を火口周辺の立入禁止柵内から八海山に移行	王滝村	災対法 63 条
	"	"	日和田登山口、チャオ御岳スキー場登山口、胡桃島キャンプ場登山口から先立入規制	高山市	災対法 63 条
	"	"	小坂登山口から先立入規制	下呂市	災対法 63 条
27	1	19	噴火警報発表 噴火警戒レベル3(警戒が必要な範囲3km)		
	2	26	立入規制開始位置を八海山から田の原駐車場に移行	王滝村	災対法 63 条
	3	31	噴火警報発表 噴火警戒レベル3(警戒が必要な範囲2km)		
	5	23	立入規制開始位置を田の原駐車場から田の原大黒天に移行	王滝村	災対法 63 条
	6	5	立入規制開始位置を黒沢口登山道六合目の湯から七合目行場山荘手前に移行	木曽町	災対法 63 条
	6	7	立入規制開始位置を小坂登山口から仙人橋(登山口側)に移行	下呂市	災対法 63 条
	6	20	立入規制開始位置を田の原大黒天から田の原遥拝所に移行	王滝村	災対法 63 条
	6	26	噴火警報発表 噴火警戒レベル2(警戒が必要な範囲1km)		
	"	"	御嶽山火山防災協議会合同幹事会 ※行方不明者の再捜索終了までは火口から2km以内の立入規制解除はしないことを申し合わせ		
	7	1	立入規制開始位置を黒沢口登山道七合目行場山荘手前から八合目女人堂に移行	木曽町	災対法 63 条
	"	"	立入規制開始位置を仙人橋から五の池小屋南に移行	下呂市	災対法 63 条
	"	"	高山市による立入規制をすべて解除	高山市	災対法 63 条
	7	10	立入規制開始位置を開田口登山道入口から三ノ池に移行 立入規制開始位置を油木美林入口から黒沢口登山道七合目へ移行	木曽町	災対法 63 条
	7	29	行方不明者の再捜索開始		
	8	7	行方不明者の再捜索終了		
	8	11	油木美林百間滝から黒沢口登山道六合目の湯の立入規制解除	木曽町	災対法 63 条
	9	19	立入規制開始位置を黒沢口登山道八合目女人堂から九合目石室山荘に移行 立入規制開始位置を黒沢口登山道八合目女人堂から三ノ池方面約 1,000m地点に移行	木曽町	災対法 63 条
	10	8	立入規制開始位置を五の池小屋南から摩利支天乗越に移行	下呂市	災対法 63 条
	10	19	立入規制開始位置を黒沢口登山道九合目石室山荘から分岐經由三ノ池方面約 500m地点に移行	木曽町	災対法 63 条
28	6	28	立入規制開始位置を石室山荘上部分岐經由三ノ池方面約 500m地点から、覚明堂上部分岐、三ノ池分岐及び三ノ池本館(現:三ノ池山荘)に移行	木曽町	災対法 63 条
	"	"	立入規制開始位置を摩利支天乗越から三ノ池新館(現:三ノ池ヒュッテ)南に移行	下呂市	災対法 63 条
	7	27	立入規制開始位置を三ノ池方面約 1,000m地点から黒沢口登山道八合目女人堂に移行(三ノ池トラバース)	木曽町	災対法 63 条
	9	17	立入規制開始位置を黒沢口登山道八合目女人堂から三ノ池方面約 1,000m地点に移行	木曽町	災対法 63 条
	"	"	立入規制開始位置を田の原遥拝所から8合目避難小屋に移行	王滝村	災対法 63 条
	9	24	立入規制開始位置を8合目避難小屋から9合目避難小屋に移行	王滝村	災対法 63 条

29	8	21	噴火予報発表 噴火警戒レベル1(注意が必要な範囲 500m)		
	"	"	噴火警戒レベル2における警戒が必要な範囲1kmの立入規制を継続	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条
30	9	26	黒沢口登山道二ノ池上分岐から剣ヶ峰山頂までの登山道に限り、10月8日まで立入規制を緩和	木曽町	
元	7	1	黒沢口登山道石室山荘上部分岐から黒沢十字路及び二ノ池から黒沢十字路を通り剣ヶ峰山頂までの登山道に限り、10月16日まで立入規制を緩和	木曽町	
2	7	1	黒沢口登山道石室山荘上部分岐から黒沢十字路及び二ノ池から黒沢十字路を通り剣ヶ峰山頂までの登山道に限り、10月13日まで立入規制を緩和	木曽町	
	8	1	王滝口登山道9合目避難小屋から王滝頂上までの登山道に限り、10月13日まで立入規制を緩和	王滝村	
3	7	1	黒沢口登山道黒沢十字路から剣ヶ峰山頂までの登山道に限り、10月12日まで立入規制を緩和	木曽町	
	7	10	王滝口登山道9合目避難小屋から王滝頂上までの登山道に限り、10月12日まで立入規制を緩和	王滝村	
	9	27	女人堂から三ノ池までの間(三ノ池トラバース)の通行止め解除	木曽町	
	10	22	立入規制開始位置を二ノ池北側登山道入口付近からその先概ね 150m 先地点に移行	木曽町	災対法 63 条
4	2	23	噴火予報発表 噴火警戒レベル2(警戒が必要な範囲1km)		
	"	"	噴火警戒レベル2における警戒が必要な範囲1kmの立入規制を実施	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条
	4	18	噴火警報切替 噴火警戒レベル2(警戒が必要な範囲1km) ※想定火口変更(79-7 火口から地獄谷火口)に伴う		
	"	"	噴火警戒レベル2における警戒が必要な範囲1kmの立入規制を実施 (立入規制範囲を地獄谷火口から1kmに変更)	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条
	6	23	噴火予報発表 噴火警戒レベル1		
	"	"	地獄谷火口から 500mの立入規制を実施	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条
	7	1	黒沢口登山道黒沢十字路から剣ヶ峰山頂までの登山道に限り、10月12日まで立入規制を緩和	木曽町	
	7	10	王滝口登山道9合目避難小屋から王滝頂上までの登山道に限り、10月12日まで立入規制を緩和	王滝村	

※ 王滝口登山道は、冬期間は田の原駐車場で規制。

翌シーズンは、雪解けの状況を見て、順次規制緩和の対応をとっている。